

第2項中「第44条第2項に規定することも家庭庁長官及び」とあるのは「第48条第2項の規定により読み替えられた省令第44条第2項に規定する」とする。

第12条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第25条第4項及び第28条第2項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第53条第1項第2号のア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改め、「区分省令」を「区分命令」に改める。

第53条第1項第2号のイからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第54条の6第1項第2号のアからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

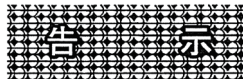
(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第19号)第2条、第7条第4項、第21条第4項及び第35条第5項

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第20号)第6条第4項及び第9条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

子ども・家庭課児童相談・養育支援室  
障がい者支援課



#### 長野県長野建設事務所告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月23日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 道路の種類 県道
- 路線名 長野荒瀬原線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡飯綱町大字芋川字大宮原2630番の2地先から 上水内郡飯綱町大字芋川字御所平4202番地先まで	旧	m 5.2 ~ 15.7	km 0.3091
同 上	新	10.6 ~ 23.0	0.3091

道路管理課

#### 長野県長野建設事務所告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

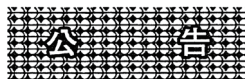
その関係図面は、告示の日から令和5年11月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月23日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 路線名 長野荒瀬原線
- 2 供用を開始する区間  
上水内郡飯綱町大字芋川字大宮原2630番の2地先から  
上水内郡飯綱町大字芋川字御所平4202番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年10月23日

道路管理課



## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年10月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) コメリPRO佐久北インター店  
小諸市大字御影新田2723-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年5月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,304平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 38台
  - (2) 駐輪場の収容台数 9台
  - (3) 荷さばき施設の面積 41.6平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16.2立方メートル(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前6時30分	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2か所 出口 2か所 合計 4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり